

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令
新旧対照条文 目次

- 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）
- 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物（イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、 hafnium、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）</p> <p>二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>（名称等を通知すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物</p> <p>二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の</p>	<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 アクリルアミド</p> <p>一の二〇三十八（略）</p> <p>三十九 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四十 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>（名称等を通知すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、別表第九に掲げる物とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

（法第五十七条の四第一項の政令で定める化学物質）

第十八条の三 法第五十七条の四第一項の政令で定める化学物質は、次のとおりとする。

一～四 （略）

（法第五十七条の四第一項ただし書の政令で定める場合）

第十八条の四 法第五十七条の四第一項ただし書の政令で定める場合は、同項に規定する新規化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者が、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業場における一年間の製造量又は輸入量（当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする事業者にあつては、これらを合計した量）が百キログラム以下である旨の厚生労働大臣の確認を受けた場合において、その確認を受けたところに従つて当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときとする。

（法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査）

第十八条の五 法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査は、実験動物を用いて吸入投与、経口投与等の方法により行うがん原性の調査とする。

別表第三 特定化学物質等（第六条、第十五条、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一～三 （略）

（法第五十七条の三第一項の政令で定める化学物質）

第十八条の三 法第五十七条の三第一項の政令で定める化学物質は、次のとおりとする。

一～四 （略）

（法第五十七条の三第一項ただし書の政令で定める場合）

第十八条の四 法第五十七条の三第一項ただし書の政令で定める場合は、同項に規定する新規化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者が、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業場における一年間の製造量又は輸入量（当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする事業者にあつては、これらを合計した量）が百キログラム以下である旨の厚生労働大臣の確認を受けた場合において、その確認を受けたところに従つて当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときとする。

（法第五十七条の四第一項の政令で定める有害性の調査）

第十八条の五 法第五十七条の四第一項の政令で定める有害性の調査は、実験動物を用いて吸入投与、経口投与等の方法により行うがん原性の調査とする。

別表第三 特定化学物質等（第六条、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条関係）

一～三 （略）

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）

一〇六百三十三（略）

（削る）

（削る）

別表第九 名称等を通知すべき危険物及び有害物（第十八条の二関係）

一〇六百三十三（略）

六百三十四 前各号に掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

六百三十五 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（化学物質対策課の所掌事務）</p> <p>第七十一条 化学物質対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 労働安全衛生法第五十七条の四及び第五十七条の五に規定する化学物質についての有害性の調査に関すること（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。</p> <p>三 九 （略）</p>	<p>（化学物質対策課の所掌事務）</p> <p>第七十一条 化学物質対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 労働安全衛生法第五十七条の三及び第五十七条の四に規定する化学物質についての有害性の調査に関すること（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。</p> <p>三 九 （略）</p>